

地域森林計画（変更計画）書（案）

（富士川中流森林計画区）

自 平成27年 4月 1日
計画期間
至 平成37年 3月31日
(変更年月 平成28年 月)

山 梨 県

変更理由

1 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項を追加

森林法改正により規定された、「鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項」について追加するものである。

2 間伐立木材積その他の伐採立木材積の変更

「全国森林計画」の変更(平成28年5月)及び「やまなし森林・林業振興ビジョン」の策定(平成27年12月)を受けて、伐採材積を変更するものである。

3 間伐面積の変更

間伐立木材積の計画変更に伴い、間伐面積を変更するものである。

4 人工造林及び天然更新別の造林面積の変更

主伐立木材積の計画変更に伴い、造林面積を変更するものである。

5 林道等の開設路線の一部削除及び改築、改良、舗装路線の追加

開設路線について、一部計画路線の今期での開設を見送ることとしたため、市川三郷町ほかにおいて、開設計画を一部削除するものとし、また既設路線における通行車両の安全確保を図るため、富士川町ほかにおいて林道の改築、改良、舗装路線を追加するものである。

目 次

(印 変更のある計画事項又は計画項目)

計画の大綱

第1 森林計画区の概況

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 位置及び面積 | 1 |
| 2 | 自然的背景 | 1 |
| 3 | 社会的経済的背景 | 1 |
| 4 | 計画区内森林の現況 | 1 |
| 5 | その他 | 1 |

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

- | | | |
|---|------------------|---|
| 1 | 伐採立木材積 | 1 |
| 2 | 人工造林及び天然更新別の造林面積 | 1 |
| 3 | 林道の開設及び拡張の数量 | 1 |
| 4 | 保安施設の整備 | 1 |
| 5 | 要整備森林の施業の区分別面積 | 1 |

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 計画区の課題 | 1 |
| 2 | 計画の基本的事項 | 2 |

計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

- | | | |
|---|---------------------|---|
| 1 | 地域森林計画の対象とする町別の森林面積 | 2 |
| 2 | 地域森林計画の対象としない森林 | 2 |

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- | | | |
|-----|------------------------------|---|
| 1 | 森林の整備及び保全の目標、基本方針に関する基本的な事項 | 2 |
| (1) | 森林の整備及び保全の目標 | 2 |
| (2) | 森林整備及び保全の基本指針 | 2 |
| (3) | 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 | 2 |
| 2 | その他必要な事項 | 2 |

第3 森林の整備に関する事項

1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	2
(1)	立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	2
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	2
(3)	その他必要な事項	2
2	造林に関する事項	2
(1)	人工造林に関する指針	2
(2)	天然更新に関する指針	3
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	3
3	間伐及び保育に関する基本的事項	3
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	3
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	3
(3)	その他必要な事項	3
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	3
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	3
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	3
(3)	その他必要な事項	3
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	3
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	3
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	3
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	3
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	3
(5)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	4
(6)	その他必要な事項	4
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	4
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	4
(2)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	4
(3)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	4
(4)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	4
(5)	その他必要な事項	4

第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	4
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	4
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	4
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	4
(4) その他必要な事項	4
2 保安施設に関する事項	4
(1) 保安林の整備に関する方針	4
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	5
(3) 治山事業の実施に関する方針	5
(4) 特定保安林の整備に関する事項	5
(5) その他必要な事項	5
3 鳥獣害の防止に関する事項	5
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	5
(2) その他必要な事項	6
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護等に関する事項	6
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	6
(2) 鳥獣による森林被害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)	6
(3) 林野火災の予防の方針	6
(4) その他必要な事項	6
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
1 保健機能森林の区域の基準	6
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	6
(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	6
(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	6
(3) その他必要な事項	7
第6 計画量等	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	7
2 間伐面積	7
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	7

4	林道の開設及び拡張に関する計画	7
5	保安林整備及び治山事業に関する計画	12
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	12
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	12
	(3) 実施すべき治山事業の数量	12
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期	12
第7 その他必要な事項		
1	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	12

本文中、前計画書とは平成27年4月1日施行の地域森林計画書である。
また、変更のない計画事項及び項目は、計画事項又は項目名のみを記載することとし、計画事項及び項目名に一部変更がある場合は、本計画に読み替えるものとする。

計画の大綱

第1 森林計画区の概況

1 位置及び面積

前計画書のとおり。

2 自然的背景

前計画書のとおり。

3 社会的経済的背景

前計画書のとおり。

4 計画区内森林の現況

前計画書のとおり。

5 その他

前計画書のとおり。

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

1 伐採立木材積

前計画書のとおり。

2 人工造林及び天然更新別の造林面積

前計画書のとおり。

3 林道の開設及び拡張の数量

前計画書のとおり。

4 保安施設の整備

前計画書のとおり。

5 要整備森林の施業の区分別面積

前計画書のとおり。

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

1 計画区の課題

前計画書のとおり。

- 2 計画の基本的事項
前計画書のとおり。

計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

- 1 地域森林計画の対象とする町別の森林面積
前計画書のとおり。
- 2 地域森林計画の対象としない森林
前計画書のとおり。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- 1 森林の整備及び保全の目標、基本方針に関する基本的な事項
 - (1) 森林の整備及び保全の目標
前計画書のとおり。
 - (2) 森林整備・保全の基本指針
前計画書のとおり。
 - (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
前計画書のとおり。
- 2 その他必要な事項
前計画書のとおり。

第3 森林の整備に関する事項

- 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
 - (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針
前計画書のとおり。
 - (2) 立木の標準伐期齢に関する指針
前計画書のとおり。
 - (3) その他必要な事項
前計画書のとおり。
- 2 造林に関する事項
 - (1) 人工造林に関する指針
前計画書のとおり。

(2) 天然更新に関する指針

前計画書のとおり。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

前計画書のとおり。

3 間伐及び保育に関する基本的事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

前計画書のとおり。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

前計画書のとおり。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

前計画書のとおり。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

前計画書のとおり。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

前計画書のとおり。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

前計画書のとおり。

(6) その他必要な事項

前計画書のとおり。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化 その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

前計画書のとおり。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

前計画書のとおり。

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

前計画書のとおり。

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する指針

前計画書のとおり。

(5) その他必要な事項

前計画書のとおり。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

前計画書のとおり。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

前計画書のとおり。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

前計画書のとおり。

(4) その他必要な事項

前計画書のとおり。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

前計画書のとおり。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

前計画書のとおり。

(3) 治山事業の実施に関する方針

前計画書のとおり。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

前計画書のとおり。

(5) その他必要な事項

前計画書のとおり。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の設定及び鳥獣害の防止の方法については、市町村森林整備計画において定めるものとするが、その指針として次により区域の設定の基準及び鳥獣害の防止の方法に関する方針等を定めた。

ア 区域の設定の基準

鳥獣害防止森林区域の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）は、ニホンジカとするが、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣を対象とすることができる。

鳥獣害防止森林区域の対象とする森林は、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれらの被害がある森林の周辺に位置し、被害発生のおそれのある森林等であって、人工林を基本として設定するが、地域における森林資源の状況に応じて天然林も含めることができる。

また、鳥獣害防止森林区域は林班単位に対象鳥獣別に設定するが、対象鳥獣ごとの区域を重複して設定できるものとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防

止対策を推進することとする。

その際、関係行政機関等と連携して対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとする。

(2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認については、必要に応じて現地調査による他、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等により行うものとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

前計画書のとおり。

(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)

鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害や対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを実施し、その結果を踏まえて、捕獲や市町村、森林組合、森林所有者等が協力して実施する計画的な防護柵等の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けを図るための緩衝帯の整備等を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

前計画書のとおり。

(4) その他必要な事項

前計画書のとおり。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

1 保健機能森林の区域の基準

前計画書のとおり。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

前計画書のとおり。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積:百m3

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	10,073	9,572	501	2,763	2,415	348	7,310	7,157	153
前半5か年の計画量	4,820	4,580	240	1,322	1,155	167	3,498	3,425	73

2 間伐面積

単位 面積:ha

区分	間伐面積
総数	15,500
前半5か年の計画量	7,400

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積:ha

区分	人工造林	天然更新
総数	1,148	2,290
前半5か年の計画量	467	1,095

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長:km

区分	開設		改築		改良		舗装	
	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長
計画総数	27	40.3	10	19.6	87	57.3	40	34.7

詳細については、別紙一覧表のとおり。

別紙

開設

単位 延長:km 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ年の 計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	市川三郷町	桜峠	0.2	201		2	
小計				1	0.2				
開設	自動車道	林道	富士川町(旧増穂町)	足馴峠	0.6	1,652		4	
"	"	"	"	矢川平尾	0.8	13		6	
"	"	"	"	仙洞田	0.7	68		7	
"	"	"	"	メ八ジキ	0.7	48		8	
"	"	林業専用道	"	赤石高下支線1号支線	5.3	126		9	
"	"	"	"	赤石高下1号支線	2.0	86		10	
開設(改築)	"	林道	"	丸山	(1.0)	2,244		11	
小計				(1) 6	(1.0) 10.1				
開設	自動車道	林道	富士川町(旧鯉沢町)	足馴峠	2.9	1,652		12	
"	"	林業専用道	"	足馴峠1号支線	2.8	99		14	
"	"	"	"	足馴峠2号支線	1.6	73		15	
"	"	"	"	五開茂倉1号支線	3.8	246		16	
開設(改築)	"	林道	"	五開茂倉	(1.0)	2,408		17	
"	"	"	"	五開	(4.0)	228		18	
"	"	"	"	長知沢	(1.0)	50		19	
小計				(3) 4	(6.0) 11.1				
開設	自動車道	林道	早川町	足馴峠	1.4	1,652		20	
"	"	"	"	別当代山	0.2	151		21	
"	"	"	"	戸屋	2.7	202		22	
開設(改築)	"	林道	"	五開茂倉	(2.1)	2,408		23	
"	"	"	"	丸山	(1.0)	2,244		24	
"	"	"	"	井川雨畑	(2.0)	6,888		25	
小計				(3) 3	(5.1) 4.3				
開設	自動車道	林道	身延町	八坂峠	2.0	625		26	
"	"	"	"	遅沢江尻窪	0.6	55		27	
"	"	"	"	大島峠	0.9	36		28	
"	"	林業専用道	"	湯之奥猪之頭1号支線	1.6	200		29	
開設(改築)	"	林道	"	湯之奥猪之頭	(2.0)	1,434		30	
"	"	"	"	豊岡梅ヶ島	(2.0)	1,939		31	
小計				(2) 4	(4.0) 5.1				
開設	自動車道	林道	南部町	思親山	0.8	27		32	
"	"	"	"	黒金鉢	0.2	68		33	
"	"	"	"	上古草里	0.4	100		34	
"	"	"	"	樽峠	1.2	34		35	
"	"	"	"	貫ヶ岳西	1.2	344		36	
"	"	"	"	大焼御殿山	0.8	39		37	
"	"	"	"	鯨野森山	1.2	43		38	

単位 延長:km 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	南部町	貫ヶ岳西1号支線	1.6	74		39	
"	"	"	"	上石合山1号支線	2.1	138		40	
開設(改築)	"	林道	"	上石合山	(3.5)	219		41	
小計				(1)	(3.5)				
				9	9.5				
開設合計				(10)	(19.6)				
				27	40.3				

改良

単位 延長:km 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	備考
拡張(改良)	自動車道	林道	市川三郷町	折八古関	0.5	1,230		
"	"	"	"	千波滝畑熊	0.5	280		
"	"	"	"	下芦川	0.5	239		
"	"	"	"	桜峠	1.0	201		
"	"	"	"	山保	0.5	198		
小計				5	3.0			
拡張(改良)	自動車道	林道	富士川町(旧増穂町)	丸山	0.5	2,244		
"	"	"	"	櫛形山	0.5	2,679		
"	"	"	"	足馴峠	0.5	1,652		
"	"	"	"	赤石高下	1.0	753		
"	"	"	"	池の茶屋	1.0	113		
"	"	"	"	赤石高下支線	1.0	290		
"	"	"	"	北山	4.7	83		
"	"	"	"	箱平	2.6	81		
"	"	"	"	大久保平	0.5	86		
"	"	"	"	仙洞田	0.5	68		
"	"	林業専用道	"	赤石高下支線1号支線	0.4	126		
小計				11	13.2			
拡張(改良)	自動車道	林道	富士川町(旧鯉沢町)	五開茂倉	0.5	2,408		
"	"	"	"	足馴峠	1.0	1,652		
"	"	"	"	富士見山	1.0	2,313		
"	"	"	"	五開	0.5	228		
"	"	"	"	日向町梅久保	0.5	103		
"	"	"	"	鳥屋	1.0	53		
"	"	"	"	柳川箱原	1.0	93		
"	"	"	"	立石清水	1.0	225		
"	"	"	"	奥山	0.5	49		
"	"	"	"	花房	0.5	63		
"	"	"	"	長知沢	0.5	90		
"	"	"	"	清水鳥屋	0.5	141		

単位 延長:km 面積:ha

開設 / 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ年の 計画箇所	備考
拡張(改良)	自動車道	林道	富士川町(旧鯉沢町)	小 塚	1.0	104		
〃	〃	林業専用道	〃	足馴峠1号支線	2.0	99		
〃	〃	〃	〃	足馴峠2号支線	0.8	73		
小計				15	12.3			
拡張(改良)	自動車道	林道	早川町	井川雨畑	0.5	6,888		
〃	〃	〃	〃	丸 山	0.5	2,244		
〃	〃	〃	〃	足 馴 峠	0.5	1,652		
〃	〃	〃	〃	広 河 原	1.0	766		
〃	〃	〃	〃	富 士 見 山	1.5	2,313		
〃	〃	〃	〃	五 開 茂 倉	1.0	2,408		
〃	〃	〃	〃	別 当 代 山	1.0	151		
〃	〃	〃	〃	赤 沢	0.5	128		
〃	〃	〃	〃	黒 桂	0.5	88		
小計				9	7.0			
拡張(改良)	自動車道	林道	身延町	湯之奥猪之頭	0.5	1,434		
〃	〃	〃	〃	豊岡梅ヶ島	0.5	1,939		
〃	〃	〃	〃	折八古関	0.5	1,230		
〃	〃	〃	〃	三石山	2.5	3,710		
〃	〃	〃	〃	富士見山	1.0	2,313		
〃	〃	〃	〃	栃代釜額	0.5	580		
〃	〃	〃	〃	清子大久保	0.5	68		
〃	〃	〃	〃	清子坂本	0.5	60		
〃	〃	〃	〃	身延南谷	0.3	92		
〃	〃	〃	〃	梅平北清子	0.5	89		
〃	〃	〃	〃	北 清 子	0.3	44		
〃	〃	〃	〃	大城奥川	0.5	220		
〃	〃	〃	〃	小 沢 川	0.5	134		
〃	〃	〃	〃	相 又	0.5	620		
〃	〃	〃	〃	勝 坂	0.3	84		
〃	〃	〃	〃	和 平	0.3	88		
〃	〃	〃	〃	根 子	0.5	331		
〃	〃	〃	〃	大磯小磯	0.5	337		
〃	〃	〃	〃	久成吉屋	0.2	52		
〃	〃	〃	〃	大 袋	0.5	358		
〃	〃	〃	〃	樋 之 上	0.5	39		
〃	〃	〃	〃	釜 額	0.5	400		
〃	〃	〃	〃	長野	0.3	291		
〃	〃	〃	〃	大島	0.3	337		
〃	〃	〃	〃	大袋北	0.3	27		
〃	〃	〃	〃	八日市場	0.3	68		
〃	〃	〃	〃	林久保	0.3	37		
〃	〃	〃	〃	縦	0.2	14		
〃	〃	〃	〃	窪	0.2	13		
〃	〃	〃	〃	細工田	0.3	15		
〃	〃	〃	〃	赤羽根	0.2	37		
〃	〃	〃	〃	宮ノ上	0.2	55		
〃	〃	〃	〃	大畑	0.1	12		
〃	〃	〃	〃	休場中草里	0.2	11		

単位 延長:km 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	備考
拡張(改良)	自動車道	林道	身延町	清沢	0.5	125		
小計					35	15.8		
拡張(改良)	自動車道	林道	南部町	三石山	0.5	3,710		
"	"	"	"	剣抜大洞	0.5	3,351		
"	"	"	"	佐野峠思親山	0.5	248		
"	"	"	"	佐野峠樋之上	0.5	130		
"	"	"	"	佐野峠	0.5	88		
"	"	"	"	成島	0.5	502		
"	"	"	"	大焼	0.5	48		
"	"	"	"	佐野川	0.5	443		
"	"	"	"	杉の沢	0.5	57		
"	"	"	"	大嶺平柿元	0.5	274		
"	"	"	"	上石合山	0.5	219		
"	"	"	"	下石合山	0.5	53		
小計					12	6.0		
拡張(改良)合計					87	57.3		

舗装

単位 延長:km 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	備考
拡張(舗装)	自動車道	林道	市川三郷町	下芦川	2.0	239		
"	"	"	"	桜峠	1.0	201		
小計					2	3.0		
拡張(舗装)	自動車道	林道	富士川町(旧増穂町)	足馴峠	0.5	1,652		
"	"	"	"	丸山支線	1.0	93		
"	"	"	"	箱平	1.0	81		
"	"	"	"	北山	0.5	83		
"	"	"	"	天池	0.5	129		
小計					5	3.5		
拡張(舗装)	自動車道	林道	富士川町 (旧鯉沢町)	足馴峠	0.5	1,652		
"	"	"	"	日向町梅久保	0.5	103		
"	"	"	"	立石清水	0.5	225		
"	"	"	"	奥山	0.5	49		
"	"	"	"	花房	0.5	63		
"	"	"	"	長知沢	0.5	50		
"	"	"	"	鳥屋	0.5	53		
"	"	"	"	柳川箱原	1.0	93		
"	"	"	"	清水鳥屋	1.0	141		
小計					9	5.5		
拡張(舗装)	自動車道	林道	早川町	足馴峠	0.5	1,652		
"	"	"	"	別当代山	0.5	151		
"	"	"	"	戸屋	1.0	185		
小計					3	2.0		

単位 延長:km 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5か年の 計画箇所	備考
拡張(舗装)	自動車道	林道	早川町	足 馴 峠	0.5	1,652		
"	"	"	"	別 当 代 山	0.5	151		
"	"	"	"	戸 屋	1.0	185		
小計				3	2.0			
拡張(舗装)	自動車道	林道	身延町	豊岡梅ヶ島	2.0	1,939		
"	"	"	"	根 子	0.7	331		
"	"	"	"	相 又	1.0	620		
"	"	"	"	大城奥川	0.3	220		
"	"	"	"	小沢川	0.5	134		
"	"	"	"	大袋北	0.2	27		
"	"	"	"	清沢	0.5	125		
小計				7	5.2			
拡張(舗装)	自動車道	林道	南部町	剣 抜 大 洞	4.0	3,351		
"	"	"	"	大 焼	1.0	87		
"	"	"	"	大 森 鉤 取	1.0	268		
"	"	"	"	成 島	1.0	502		
"	"	"	"	大 袋 塩 沢	1.0	518		
"	"	"	"	杉 の 沢	1.0	57		
"	"	"	"	大 嶺 平 柿 元	1.0	274		
"	"	"	"	佐 野 川	1.0	443		
"	"	"	"	細 久 保	0.5	60		
"	"	"	"	貫 ヶ 岳 西	1.0	344		
"	"	"	"	上 石 合 山	0.5	219		
"	"	"	"	下 石 合 山	0.5	53		
"	"	"	"	峰	1.0	108		
"	"	"	"	下 野 石 神 峠	1.0	191		
小計				14	15.5			
拡張(舗装)合計				40	34.7			

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

前計画書のとおり。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

前計画書のとおり。

(3) 実施すべき治山事業の数量

前計画書のとおり。

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期

前計画書のとおり。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

前計画書のとおり。